

茨城県議会基本条例の改正案（一次答申・新旧対照・改正案への意見）

※改正案への一次答申の反映状況は、各欄の同じ「★番号」により示しております。

一次答申の内容	現行規定	改正案	ご意見等
<p>(1) 災害等の発生時における議会の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 部分的に規定されている災害等に関する対応をまとめ、独立した条文として整理し、併せて「茨城県議会災害対策会議」を条例に位置付けること(★1)。 災害等の発生時における議会の活動方針の策定について規定を設け、緊急時に議会活動等を継続するための計画を策定すること(★2)。 	<p>(新設) 【部分的に規定されている災害等に関する対応】→削除 (議会の役割) 第4条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。 (6) 県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うこと。</p> <p>(議員の役割) 第13条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。 (5) 災害等における緊急的な調査活動等を行うこと。</p>	<p>(災害等への対応) 第11条の2 議会は、県民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害その他非常の事態（以下「災害等」という。）が発生した場合は、県民及び地域の状況を的確に把握し、知事等に速やかに必要な要請を行うことその他議会の役割を踏まえた必要な対応を行うものとする。 2 議会は、前項の対応を協議するため、議員で構成する災害等対策会議を設置するものとする。(★1) 3 議会は、災害等が発生した場合における活動の方針を策定するものとする。(★2) 4 議員は、災害等が発生した場合は、緊急的な調査活動を行うことその他地域の状況に応じた必要な対応を行うものとする。</p>	
<p>(2) 議会活動への県民参画の推進と主権者意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民の県政への理解と関心を高め、県議選投票率の向上等へつなげるため、議会活動を通じた県民の主権者としての意識の醸成など、議会が、議会活動への県民参画をより推進していく旨を規定すること(★3)。 	<p>(県民の参画の推進) 第19条 議会は、県民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。 2 議会は、県民の意思を的確に把握し県政に反映させるため、公聴会及び参考人の制度の積極的な活用を図るなど、意見交換等県民参画の充実に努めるものとする。 3 議会は、請願及び陳情が提出されたときは、適切に処理するものとする。 (4項を新設)</p>	<p>(県民の参画の推進) 第19条～3 (略) 4 議会は、議会活動を通じて、県民の主権者としての意識の醸成に努めるものとする。(★3)</p>	
<p>(3) 議会の監視機能等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な政策等の事前説明の努力義務を、義務規定に改正すること(★4)。 県民生活に重要な影響を及ぼす条例の制定改廃を事前説明の対象として明示するとともに、「基本計画等の重要な政策又は施策」の範囲等を明確化すること(★5)。 予算の調製における議会の政策立案等（議員提案条例、調査特別委員会等の提言、災害時等の要望等）の尊重義務を規定すること(★6)。 	<p>(議会への説明等) 第25条 知事等は、次に掲げる場合は、議会に対し、事前にその内容を説明するよう努めるものとする。 (1) 予算を調製したとき。 (2) 県政に係る基本計画等 _____ の重要な政策又は施策について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。 2 知事等は、 _____ 県政に係る基本計画等の重要な政策又は施策の作成若しくは変更に当たっては、これらに関連する議会の政策提言 _____ の趣旨を尊重するものとする。</p>	<p>(議会への説明等) 第25条 知事等は、次に掲げるときは、議会に対し、事前にその内容を説明する _____ ものとする。(★4) (1) 予算を調製したとき。 (2) 県政に係る基本計画、<u>県民生活に重要な影響を及ぼすような条例その他の重要な政策又は施策</u>について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更したとき。(★5) 2 知事等は、<u>予算の調製及び前項第2号</u>の重要な政策又は施策の作成又は <u>変更</u>に当たっては、これらに関連する議会の<u>政策立案等</u>の趣旨を尊重するものとする。(★6)</p>	

茨城県議会基本条例改正案 新旧対照表（答申内容比較）

※改正案への一次答申の反映状況は、各欄の同じ「★番号」により示しております。

一次答申の内容	現行規定	改正案	ご意見等
<p>(4) ICT技術の活用</p> <p>・審議等におけるICT技術の積極的活用により、議会活動の充実を図るべき旨を規定すること(★7)。</p>	<p>(新設)</p>	<p><u>(情報通信技術の活用)</u> 第29条の2 議会は、情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の充実を図るものとする。(★7)</p>	